

共済たより

号外

Contents

- ◆みなさんに“公務員共済ねんきん特別便”を送付します
- ◆国民健康保険等の保険料の特別徴収が始まります



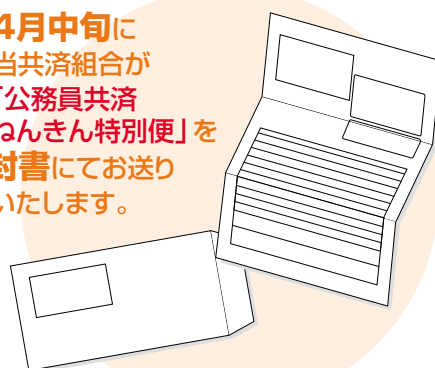
みなさんに 公務員共済ねんきん特別便 を送付します

あなたの大切な **加入記録をご確認ください!**

当共済組合では、今月中旬に、「**年金加入記録のお知らせ(公務員共済ねんきん特別便)**」を送付いたします(別便)。

ご自身の公務員の共済組合期間(共済年金計算の基礎となっている共済組合員期間等)は、「**公務員共済ねんきん特別便**」にてご確認くださいますようお願いいたします。

4月中旬に
当共済組合が
「公務員共済
ねんきん特別便」を
封書にてお送り
いたします。



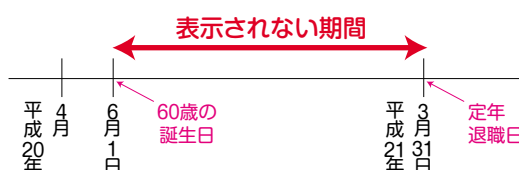
平成19年12月から順次送付しております社会保険庁の「**ねんきん特別便**」は、**厚生年金・国民年金**の加入記録を確認していただく通知となっております。

社会保険庁の「ねんきん特別便」では、公務員共済組合員期間が正しく表示されていない場合がございますが、皆様の共済年金への影響はまったくございませんのでご安心ください。

社会保険庁の「ねんきん特別便」で正しく表示されていない例

- ① 昭和36年4月以前の共済組合員期間がある方について、その期間が表示されていない。
- ② 公務員として定年退職日(60歳を超えて翌年3月末日まで勤務)までお勤めされた方について、60歳になられた月までの期間しか表示されていない。

(②の例) ※平成20年6月1日に60歳になる方の場合



国民健康保険等の保険料の特別徴収

が始まります。

今期(平成20年4月)のお支払いの年金から、従来の介護保険料に加え、「**国民健康保険**」の保険料(税)または「**後期高齢者医療制度**」の保険料の特別徴収が始まります。当共済組合は、市区町村から依頼があった場合に、年金から保険料を徴収し、本人に代わって納付します。年金から特別徴収された保険料がある方には、年金支払通知書にてその旨をお知らせしていますのでご参照ください。

なお、特別徴収する対象者は市区町村が指定し、また、その保険料の額も市区町村が算定しています。**保険料等についての詳細はお住まいの市区町村の担当課にお問い合わせください。**

保険料特別徴収制度の概要

1. 特別徴収の開始時期

お住まいの市区町村によって異なります。

2. 保険料特別徴収の対象者

介護保険

65歳以上の方で、年額18万円以上の年金を受給している方。

国民健康保険

同一世帯の国民健康保険に加入している人全員が65歳以上75歳未満である世帯の世帯主であって、年額18万円以上の年金を受給している方。

後期高齢者医療制度

75歳以上の被保険者のうち、年額18万円以上の年金を受給している方。

3. 特別徴収の対象となる年金の種類

退職共済年金、老齢厚生年金以外の公的年金

4. 複数の年金を受給している場合の優先順位

以下の公的年金の支給を受けている方は、原則として当共済組合が支給する年金からの特別徴収はありません。

- ① 社会保険庁が支給する年金
- ② 国家公務員共済組合連合会が支給する年金
- ③ 日本私立学校振興・共済事業団が支給する年金

この「共済たより」を家族の方にもお見せいただければ幸いです。

発行

名古屋市職員共済組合

事務局長 和田 彰 夫

〒460-8508 名古屋市中区三の丸三丁目1番1号

電話(052)972-2159-962-1485 FAX(052)961-2504

HPアドレス(年金) www.nagoyashi-kyosai.com/nenkin/